

観光資源の有効な利用上必要な建築物等の基準（法第34条第2号）

規則第29条の規定により、法第34条第2号の規定に基づく、観光資源の有効な利用上必要な建築物等でこれらの建築等に係る開発行為等の基準を次のとおり定める。

- 1 対象となる観光資源は、次に掲げるいずれかのもので多数人が集中する等観光価値のあること。
 - (1) 温泉
 - (2) 神社
 - (3) 仏閣
 - (4) 史跡
 - (5) その他市長が指定するもの

- 2 施設については、観光資源を利用する次の各要件のいずれかに適合する施設であること。
 - (1) 展望台等鑑賞のため直接必要な施設
 - (2) 観光価値を維持する施設
 - (3) 宿泊又は休憩施設
 - (4) その他これらに類する施設

- 3 次の地区内に設けるもので、市長（観光担当）が観光資源の有効な利用上必要があると認めること。
 - (1) 七沢地区
 - (2) 飯山地区

- 4 その他、次の各要件により計画されていること。
 - (1) 区域（敷地）内は、環境保全を目的とする、緑化、緑地帯を適切に設置すること。
 - (2) 施設は、周辺の自然環境と調和するものとする。
 - (3) 農地法等その他の土地利用計画及び都市施設の整備計画等における当該地域の都市計画に支障とならないものであること。

※ 観光担当とは、厚木市産業文化スポーツ部商業観光課をいう。